

東北自然エネルギー株式会社「能代風力リプレイス計画に係る環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年5月1日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価方法書について、東北自然エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年	2月27日
環境大臣意見受理	平成29年	4月28日
経済産業大臣意見発出	平成29年	5月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年	11月21日
住民意見の概要等受理	平成30年	1月31日
青森県知事意見受理	平成30年	3月26日
経済産業大臣勧告発出	平成30年	5月1日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電話03-3501-1742（直通）

東北自然エネルギー株式会社「(仮称)能代風力発電所リプレイス計画に係る
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

対象実施想定区域の周辺ではチュウヒの生息及びガン・カモ類の飛翔が確認されているため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念されるため、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を増やす等、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)